

横芝光町農業委員会 7 月第 4 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 6 日(月) 午後 4 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (11 名)

会 長	4 番	伊藤 直樹		
委 員	1 番	市原 裕	2 番	伊藤 由美子
	3 番	土屋 英夫	5 番	椎名 美枝子
	6 番	若梅 直樹	8 番	鈴木 淳
	9 番	實川 和幸	10 番	大木 耕一
	11 番	平山 和浩	12 番	林 政宏

4. 欠席委員 会長職務代理者 7 番 伊藤 仁

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	行方 大実
主幹兼農政班長	土屋 史治

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農業買受適格証明交付申請に対する可否決定について

日程第 4 議案第 3 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 5 議案第 4 号

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

日程第 6 議案第 5 号

令和 8 年度第 4 次農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和8年7月第4回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。 (伊藤会長あいさつ)
事務局	続きまして、平山副町長からごあいさつをいただきます。 (平山副町長あいさつ) ありがとうございました。なお、平山副町長におかれましては、公務のためここで退席となります。 本日、伊藤仁委員から欠席のご連絡を受けております。総会の出席委員は、12名中11名です。過半数の出席がありますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきまして伊藤会長に議長をお願いします。
議長	これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 1番 市原裕委員、11番 平山和浩委員に、お願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の 土屋主幹 を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和8年7月6日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 直樹 今回の3条の許可申請は、4件です。 譲受人と譲渡人は資料1ページに記載のとおりです。 2ページ以降に、申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。 なお、小字については省略させていただきますので、ご了承願います。 1件目の申請地は、宮川の田2筆 計5,962㎡と、同じく畑3筆 計3,797㎡の、併せて9,759㎡です。位置図は資料の2から4ページです。譲受人が経営規模拡大のため、町外在住の譲渡人から、売買によ

	り所有権移転をしようとする申請です。 2件目は、屋形の田1筆 3, 230㎡と、同じく畑2筆 計432㎡の、併せて3, 662㎡です。位置図は資料5から7ページです。譲受人が経営規模拡大のため、町外在住の譲渡人から売買により所有権移転をしようとする申請です。 3件目は、木戸台の畑2筆 計1, 357㎡です。位置図は資料8、9ページになります。譲受人が購入予定の住宅に隣接する農地について、町外在住の譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。用途は家庭菜園の予定です。 4件目は、木戸の畑5筆 計1, 204㎡です。位置図は資料10、11ページです。譲受人が購入予定の住宅に隣接する農地について、町外在住の譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。用途は家庭菜園の予定です。 以上、議案第1号の説明でございます。
議長	ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終了しました。はじめに1件目の案件について担当委員の説明を求めます。
11番	11番 平山です。相続したが農業をしない譲渡人から、隣接地を耕作しており、以前から当該農地を管理している譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻と落花生の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており問題はないと思います。
議長	ありがとうございました。説明が終わりましたので1件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長 事務局	次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 担当委員は7番伊藤委員ですが、本日欠席のため、事前にご連絡いただいた内容についてご報告いたします。高齢により管理できなくなった譲渡人から、以前から管理をまかされており経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻とトウモロ

議長	コシの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。 説明が終わりましたので2件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長 9 番	次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 9 番 實川です。相続したが町外在住で、農業をしない譲渡人から、購入予定の住宅に隣接する農地で新規就農をしたい譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地ではじゃがいも・ほうれん草・ミニトマトの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので3件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長 4 番	次に、4件目の案件について、担当委員は私ですので説明いたします。 4 番 伊藤です。相続したが県外に住み、農業をしない譲渡人から、購入予定の住宅に隣接する農地で家庭菜園をしたい譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では園芸野菜の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので4件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、日程第3 議案第2号 農地買受適格証明交付申請に対する許可決定についてですが、申請人に出席いただき、計画等に関する質疑を行います。申請人は入室してください。
	(申請人及び妻入室)
申請人	申請人の方は、お名前をお願いします。
議長	〇〇と申します。よろしくお願いします。
	事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いしますので、説明が終わりましたら、各委員からの質問にお答えください。それでは事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地買受適格証明交付申請に対する許可決定について次のとおり農地買受適格証明交付申請があったので、提出する。 なお、申請人が最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨決議する。 令和8年7月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹 本議案は、東京国税局が行う、農地の公売に参加するため、農地買受適格証明書の交付を受けようとする申請です。農地買受適格証明とは、裁判所が行う競売や、国や地方公共団体が行う公売に参加する場合に必要なもので、農地を取得する資格のない者が最高価買受人になるのを未然に防ぐため、入札参加者を買受適格証明の交付を受けたものに限定する、という取扱いをしています。 買受適格証明を発行するかどうかは、農地法の許可申請の手続きに準じて行うこととなっております。今回、申請者は、ブルーベリーの耕作目的で農地の取得を予定しているとのことで、農地法第3条の許可基準に基づいて、証明の可否をご審議いただくものです。内容に問題がない場合は、証明書を発行するということを決定していただくことになります。 資料は、位置図のほか、国税庁のホームページの、今回申請のあった農地の詳細が掲載されているところを打ち出してあります。 申請地は、中台の畑 4筆 計3,737㎡で、現状は一体的に利用されています。資料は2ページ、3ページになります。 営農計画ですが、別添議案第2号 参考資料を御覧ください。申請農地のうち、約3,000㎡に600本のブルーベリーを植え、年間3,000kgの収穫を見込んでおります。販路としては農協に1,500kg、EC(電子商取引)で1,500kgの計画となっております。

	申請者及びパートナーの方は、平成31年に印西市の畑、2筆、計638㎡を、令和元年に千葉市花見川区の田、599㎡を、それぞれ取得しております。どちらも耕作には利用されておらず、農地法第3条のいわゆる「全部効率利用要件」、つまりは「既に権利を取得している全ての農地の効率的な利用」に該当していない状態です。 対象の公売案件は、あくまで底地のみの権利で、上物、現状は農業用ハウスが建っておりますが、そちらは対象となっていないということを確認しております。 入札期間は、令和8年7月21日から、令和8年7月30日です。 事務局からの説明は、以上となります。
議長	ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。議案第2号についての質疑を許します。
6番	6番 若梅です。事務局から説明がありましたが、千葉市花見川区と印西市に所有している農地について、現在まで使用されていないようですが、そのうえでまた農地を購入しようということですか。現在の農地は使えないんですか。
申請人	現在所有している農地で色々試してみましたが、住宅地の中にあり、また、私自身が昨年体調が悪く、現場に行けなかったりということもあったんですが、周りが住宅地なので、今回、もう少し農業が行えるところで営農をしたいという意向です。
6番	養育栽培を予定しているようですが、場所はあまり関係ないと思われませんが。
申請人	ブルーベリー栽培には水が大事で、今までユスラウメなどを試してみたんですが上手くいかなくて、ブルーベリーだと水が絶え間なく必要になるので、あと、今の所有地は規模が小さいので。現在、東京在住なんですが、こちらに引っ越してまとまった農地で営農をしたいと考えています。
6番	やろうとしているのは点滴栽培ですよ。
申請人	そうです。ポット栽培です。
6番	一日当たり、どれぐらいの水を使う計画ですか。
申請人	ブルーベリー営農についてはまだ習得中で、ユーチューブ等を見て研究していますが、具体的に何リッターの水が必要か、までは分かりません。
6番	では、申請地であれば適した水質が得られるということですか。
申請人	現地を見たところ、井戸水が使えるようなので。
5番	5番 椎名です。申請地には上物、ハウスが建っています。申請地の取

	得後、撤去や利用について、見込みはありますか。所有者との話し合いが ついているとか。
申請人	それは落札後に対応しますが、動産で土地とは別なので、どうするかに ついて持ち主と話をします。
5 番	土地に対するハウスの面積が大きくて、その部分が使えなかった場合は 面性がだいぶ小さくなってしまいますが。あと、点滴栽培をするとのこと ですが、住宅地の中の農地でネットを張ってブルーベリー栽培をしている ケースもありますが、所有農地でそのような形での営農は考えなかったの でしょうか。
申請人	ハウスについては、持ち主の方が要らないというのか、売却するのか、 それはわかりませんが、あってもなくても。ネットを張るというのは 鳥害対策だと思いますが、何もなくてもいいし、あってもなくても、それ はどちらでも構わないです。
5 番	所有農地では水の問題が、ということですが、私が知っているケースで も住宅地の中で水利がないところで、ネットを張ったりチップを入れたり 色々手をかけてやってらっしゃるようですが、そのようなことをなさった りはしなかったんでしょうか。
申請人	そうですね、ネットを張ったりとかまではいなくて、うまくいくもの と枯れてしまうものがあって。ただ、試したのはブルーベリーではない ので。確かにユスラウメは鳥が好んで来るんですけど、まだ、それを売っ て、というところではなかったの。
5 番	ユスラウメは私の家にもありますが、そんなに手が掛かるものではない と思いますが、販売計画とかはどうなっていたんでしょうか。
申請人	ユスラウメは、それを売ろうとは考えてなくて、ブルーベリーがやりた いんです。
5 番	ブルーベリーに特化して、そのための土地を求めたいということです か。
申請人	はい、そうです。
5 番	いままでのところでは駄目だったんですか。
申請人	私の体調もあつたんですが、うまくいかなかったの。
1 2 番	1 2 番 林です。取得したら、こちらに住む予定なんですか。
申請人	現在は東京在住ですが、他にも、農地というか、広い土地を持っている んですけど、出かける用事がその除草とかしなくて、東京に住んでい る意味があまりないので、良いところがあったら引っ越したいと考えてい

	ます。
1 2 番	ブルーベリーは手摘みが基本で、収穫にかなり労力が必要と思いますが、二人では難しいのでは。
申請人	それについては、収穫時期の違う品種のブルーベリーを栽培することで対応できると考えています。また、繁忙期だけアルバイトを雇ったり、その手法は分かっていますので。
6 番	6 番 若梅です。これ以外にも農地を所有しているんですか。
申請人	農地ではないんですけど、同じくらいの広さの土地がありまして、そこもやろうと思えばできるんですけど。
議長	4 番 伊藤です。営農計画ですが、養育栽培ということですが、見積りが安いのではないですか。実際に3年ぐらい前にこの辺で実施した人がいますが、もう少し掛かったと思います。
申請人	業者に頼むと高いと思いますので、自分でやれることはD I Yというか、自分でやろうと思っています。
議長	それはそうかもしれませんが、栽培の基本的なシステムの部分がしっかりしていないと上手くはいかないと思います。ブルーベリーは酸性の土壌を整備したり、溶液でも専門的な配分が必要と聞きますが、その辺りが、ネットやユーチューブで研究しただけで上手くいくとか、農業はそんな簡単なものではないと私は考えます。今回の対象農地は、確かに価格は安いですが、上物の件もあります。やってみたけどやっぱりダメでした、で放置されるようなことがあっては困るんです。
申請人	動産の部分は一番初めに対応することで、所有者との話し合いでなんとかできると考えています。
議長	そもそもなんですが、現在、車椅子を利用されてますが、営農が可能なんですか。
申請人	最近では体調も良くなってきて、服薬で痛みも抑えられるので、その心配はしていません。農園にできたら、車椅子の方が収穫できるような、そういうのも目指したいと思っています。
1 2 番	1 2 番 林です。申請地は、場所的に獣害が色々考えられます。イノシシやハクビシンなど、かなり周辺農家もやられています。対策にそれなりの設備が必要になると思います。
申請人	それらについては、やりながら対応していきたいと思っています。
6 番	6 番 若梅です。営農計画の生産量はどうやって算出したんでしょうか。

申請人	色々、資料とかを見まして。実際、経験がないので正確ではないかもしれませんが。
5 番	5 番 椎名です。ブルーベリーは収穫まである程度時間がかかりますが、成木して収穫できるまでの数年、収入が得られない中で設備投資や病虫害の対策などは必要になりますが、経済的には大丈夫なんではないでしょうか。
申請人	こちらに引っ越してくれば、今の住居等を売却できるので、資金的には問題ないと考えています。
議長	他にないようでしたら、事務局から何かありますか。
事務局	それでは事務局から何点か確認させていただきます。申請者の方は、現在、ご職業は何をされていますか。
申請人	今は特にやっていません。
事務局	以前は何か。
申請人	以前は、農業の手伝いのようなこともやってましたけど、自営業をしていました。
事務局	どのような関係の自営業をされていたんですか。
申請人	古物商というか、リサイクルですね、主にオートバイの。
事務局	奥様は何かお仕事をされていますか。
申請人	彼女は主に私の面倒を見たり、少しアルバイトをしたりしています。
事務局	申請人の方は、営農経験は無いということですか。
申請人	あります。
事務局	どのようなものですか。
申請人	色々です。
事務局	ブルーベリーは無いということですね。
申請人	ブルーベリーはありません。
事務局	購入できればという条件付きでしたが、この辺に引っ越したいとお考えとのことでしたが、どの辺りとか、目星はついているんでしょうか。
申請人	それについて具体的には考えていませんが、この辺だと空地や空家はけっこうあると思っています。
事務局	現在所有している農地はどうするつもりなんではないでしょうか。
申請人	こちらにまとめたり広げたりしたいと考えています。そんなに遠くではないので、慌ててどうこうは考えていません。
事務局	現在所有している農地は、利用しないで売却とかしたいということですか。
申請人	売却できれば売却したいと思っています。

事務局	売却できるまでの間、農地として利用する予定はないということです。あまり遠くないと言われましたが、現在所有している2か所と当町で、移動に車でそれぞれ1時間程度かかります。決して近くは無い距離で、これらを適切に利用する必要がありますが、言い方は悪いですが、売れるまで他の農地は放っておくとなると、効率利用要件に該当しないと思われます。
申請人	売れるまでは農地として利用したいと思います。
事務局	具体的なお考えがありますか。
申請人	こちらの土地が買えれば、ブルーベリーを試したりとかしたいと思います。
事務局	過去に色々試して、ダメなのでこちらに土地を求めるということなのは。
申請人	試したのはブルーベリーではないので。私の体調が悪かったというのがあります。
事務局	所有する農地ですが、購入してから6年ぐらいは経っていますが、その間、何か耕作をしたような様子はありませんが、どうなのでしょう。
申請人	土地を耕して作物を植えたというようなことはしていません。ちょっと果樹を置いて試したりとかしました。
事務局	それは、両方の土地でですか。花見川区の方の農地もですか。
申請人	花見川区の方の土地は、確かに、少し放置している期間が長くなっています。
事務局	現時点で農機具とか色々所有しているようですが、それはどちらで保管していますか。
申請人	花見川区の土地にプレハブ小屋がありまして、主にそこに保管しています。他にも土地がありまして、そちらに置いたりもしています。自走式の草刈り機などは車に積んだままです。
事務局	花見川区のプレハブに、ですか。
申請人	プレハブが結構、大きいので、工具類などはそちらに保管しています。
事務局	ブルーベリーは収穫作業も大変ですが、収穫後の保管にもかなりの設備が必要だと思いますが、それについてはどのようにお考えですか。
申請人	生ものなので、売れ残りなどは冷凍しようと考えています。
事務局	収穫後はどうする計画なのでしょう。
申請人	収穫後は、やってみないと分からないですが、農協やECで販売し、うまくできれば直売所のようなことも考えています。

事務局	選果とか梱包する場所、また、収穫後は冷却、冷蔵保存が必要なのがブルーベリーだと思うんですけど、その辺の計画は。
申請人	それは、購入した土地で一緒にやろうと思っています。
事務局	それについては営農計画には載っていないですね。
申請人	そうですね、それは漏れていました。
事務局	分かりました。事務局からは以上です。
議長	それでは、申請人の方から、何か説明することとかありますか。
申請人	これまでお話したことが大体殆どなんですけど、こちらに移住できればポット栽培をやって、時間をかけて成功させたいと考えています。
議長	これで質疑を終了します。申請人の方はお疲れ様でした。退席してください。
議長	これより、議案第2号について、討論・採決を行います。討論ありませんか。
5 番	お話の中で、買えたら〇〇します、何々すればこうします、といった、たればが多いように感じます。ご本人の体調も良くはない状態で、意気込みだけでなんとかなることではないと思います。
議長	営農計画についても、具体的な計画があるというよりは、資料の数字を引っ張ってきて、作成してあるように感じました。
事務局	委員の皆さんには、やる気があるかどうか、というより、できるかどうか、実際に継続的に営農が可能かどうかを、ご判断いただきたいと思います。なお、申し添えますと、先ほど農機具類を花見川区のプレハブに保管してあるとのことでしたが、花見川区の農地は、おそらく2tトラックとプレハブが放置されており、全体は深い雑草に覆われ、簡単に人が出入りできる状態にはありません。かなりの期間、放置されていると思われます。
5 番	やる気があれば、現在所有する農地でもできると思います。場所や面積などの条件が、というようなことをおっしゃっていましたが、計画的には却って街中の方がいいとさえ感じます。また、現状の農地で実際に営農してみても、経験を積んでから、というのが現実的だと思います。
6 番	所有する農地は、購入以来耕作に使われず、うち一箇所は売却・貸出の看板が建っており、今後の有効利用の具体的な計画もない、という状態であると言わざるを得ないと思います。また、農地ではないが営農可能な、同じぐらいの広さの土地を所有しているとのことであれば、猶更、取得の必要性は低いと思われます。
議長	他に討論ありませんか。

	(討論なし) 討論なしと認め、討論を終わります。続いて採決を行います。議案第2号についての採決を行います。議案第2号の農地買受適格証明交付申請については、本案件に証明書を交付すること、及び交付を受けた者が買受申出人となり、農地法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、会長が許可することについて、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手なし) 挙手なし。よって議案第2号については、農地買受適格証明を交付しないことと決定しました。
議長	続きまして、日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について、上程します。事務局に議案第3号の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について。農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和8年7月6日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 直樹 許可申請は1件で、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料1ページに記載のとおりです。また、申請地については資料2, 3ページに位置図を記載しておりますので、参照願います。 本案件は、栗山の田 1筆 178㎡と、畑 2筆、計975㎡、併せて1,153㎡です。 転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地種別は第3種農地に該当します。土地改良区の受益地ですが、協議は整っており、雨水は地下浸透処理の予定です。隣接農地所有者には、太陽光発電所用地として利用する旨を説明済みとのことです。 事業費は、設備費、造成工事費、パネル費用等です。事業者の自己資金を予定しており、資金調達は問題ないと見込まれます。工期は許可日から令和8年12月18日間でを予定しております。 議案第3号の説明は以上です。
議長	ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。本案件について、担当委員の説明を求めます。
6番	6番 若梅です。本件について現地を確認したところ、土地所有者の売却意向が明確であり、土地改良区との協議も整っています。隣接農地所有

議長	者へ利用について説明済みであり、反対意見が出されていないことを考慮すると、転用はやむを得ないと思われます。よろしくお願いします。 説明が終わりましたので、本案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	続いて日程第4 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について 農地法第5条による許可申請が提出されたので本会の意見を求める。 令和8年7月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹 申請は1件です。資料1ページに、当初計画と今回の変更申請を記載しておりますが、御覧のとおり、変更申請内容は、工事の進捗の遅れによる、期間の延長のみとなっております。 以上、議案第3号の説明となります。
議長	ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。議案第3号については、圏央道工事に係る賃借権設定期間の延長ですので、担当委員の説明を省略します。議案第4号についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第4号についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって議案第4号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	続いて日程第6 議案第5号 令和8年度第4次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	日程第6 議案第5号 令和8年度第3次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和8年度第4次農用地利用集積等促進計画（案）が提出されたので本会の意見を求める。

令和8年7月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

申請は10件ですが、転貸を受けるもの（耕作者）は同一の法人です。

初めに、1件目です。資料は1ページです。利用権を設定する者は、表の一段目に記載のとおりです。権利を設定する農地は、

宮川 の畑 1筆 3,459㎡ です。

2件目、資料2ページを御覧ください。利用権を設定する者は、表の一段目に記載のとおりです。権利を設定する農地は、

宮川 の畑 1筆 3,459㎡ です。

3件目、資料は3ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、

谷中 の畑 2筆 計330㎡ です。

4件目、資料は4ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、

屋形 の畑 2筆 計5,157㎡ です。

5件目、資料は5ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、

木戸 の畑 2筆 計574㎡ です。

6件目、資料は6ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、

屋形 の畑 2筆 計6,391㎡ です。

7件目、資料は7ページと8ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、

木戸 の畑 11筆 計3,308㎡ です。

8件目、資料は9ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、

木戸 の畑 1筆 213㎡ です。

9件目、資料は10ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、

谷中 の畑 1筆 633㎡ です。

10件目、資料は11ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、

	谷中 の畑 1 筆 370 m² です。 10 件の設定期間は、すべて約5年間です。 面積の合計は、23,894 m²になります。 申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号及び3号に規定されている農用地等の効率要件（耕作している農地に遊休農地がない）や、農作業の常時従事（年間150日以上）を満たしていると考えます。 以上、議案第5号の説明となります。
議長	ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終わりました。 議案第5号につきましては、同一の耕作者ですので、一括で採決いたします。はじめに、1件目から10件目までの質疑を許します
6 番	6 番 若梅です。耕作者は今年度に入ってから毎月のように申請があり、今月も10件あります。かなり手広くやっているようですが、きちんと営農はできているんでしょうか。
議長	少なくとも、私の家の周りではきちんと営農しているようです。
事務局	実態に基づいてのことですので問題は無いと思われますが、今後も産業課と連携し、気を付けたいと思います。
議長	ほかにありませんか。 （質疑なし） 質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目から10件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） 全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定しました。
議長	以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。
事務局	以上をもちまして、令和8年7月第4回 農業委員会定例総会を閉会します。